

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の各課等における平素の業務

村の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

〈村の各課等における平素の業務〉

課 等	平 素 の 業 務
総 務 課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関する事。・村国民保護対策本部に関する事。・避難実施要領のパターン作成に関する事。・物資及び資材の備蓄等に関する事。・国民保護措置についての訓練に関する事。・安否情報の収集体制の整備に関する事。・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関する事。・特殊標章等の交付に関する事。
税 務 課	<ul style="list-style-type: none">・自主防災会（山中区自主防災会）との連絡調整に関する事。
住 民 課	<ul style="list-style-type: none">・外国人に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関する事。
厚 生 課	<ul style="list-style-type: none">・福祉関係施設入所者に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関する事。・在宅災害時要援護者に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関する事。・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。・保育園児の安全確保及び避難体制の整備に関する事。・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。・所管施設の安全対策に関する事。
企 画 課	<ul style="list-style-type: none">・避難施設の運営体制の整備に関する事。・所管施設の安全対策に関する事。・物資及び資材の備蓄等に関する事。
建 設 課	<ul style="list-style-type: none">・応急復旧体制の整備に関する事。・所管施設の安全対策に関する事。
産業振興課	<ul style="list-style-type: none">・自主防災会（長池区、平野区、旭日丘区）との連絡調整に関する事。・商工業団体との連絡調整に関する事。・所管施設の安全対策に関する事。
環境衛生課	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理体制の整備に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全対策に関すること。
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・給水体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全対策に関すること。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 ・観光客、帰宅困難者の避難誘導に関する事業者との調整に関すること。 ・観光協会及び観光関係機関との連絡調整に関すること。 ・所管施設の安全対策に関すること。
交流プラザ 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全対策に関すること。 ・避難施設の安全対策に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関すること。 ・応急教育の確保体制の整備に関すること。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置についての訓練に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。
自主防災会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との連絡調整に関すること。 ・国民保護措置についての訓練への参加に関すること。 ・地域住民の避難誘導に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務課が行う。

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【村における24時間体制の確保について】

(1) 村部局での対応充実

消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

(2) 消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、村長その他関係機関への連絡）に限定して消防本部に事務を委ねることが選択肢として考えられる。その際、消防本部を構成する本村においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は村が消防本部から引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、消防本部は、特に村長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素から、村と消防本部との連携を密にし、村の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その

参集基準を定める。

その際、本部長及び総務部防災班は、村長の行う判断を常時補佐する体制をとるものとする。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①総務課体制	総務課防災係職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、村国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	すべての村職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体 制 の 判 断 基 準	体制	
事態認定前	村の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	村の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	村国民保護対策本部設置の通知がない場合	村の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		村の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 職員への連絡手段の確保

村対策本部員、初動体制職員及び総務課防災係職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 代替職員の確保

村対策本部員、初動体制職員及び総務課防災係職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。

(6) 参集した職員の服務基準

前記(3)①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制	所 掌 事 務
総務課体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務課長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	村国民保護対策室体制に準じ、所掌事務第3編第2章別表3に準じる。
村国民保護対策本部体制	第3編第2章別表3のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村国民保護対策本部（以下「村対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、村における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとされている。その際、村は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

この場合、総務課が主にその任に当たるものとし、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

損失補償 (法第159条①)	応急公用負担に関する事。 (法第113条①、⑤)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条①、③、第115条①、第123条①)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、山中湖村文書管理規程（平成14年訓令第2号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

P 91

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

村は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

資料編	・関係機関連絡先一覧	P 91
	・山梨県常備消防相互応援協定書	P 104
	・環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	P 106
	・富士北麓災害時の相互応援に関する協定	P 109

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防本部の活動が円滑に運営されるよう、組合構成市町村である富士吉田市、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町と連携し、近隣市町村と応援体制の整備を図る。

また、消防本部は、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとする。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編	・関係機関連絡先一覧	P 91
-----	------------	------

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

資料編	・村内医療機関一覧	P 97
	・災害拠点病院・災害支援病院一覧	P 98

(3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、村内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減が迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、村は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかにされている。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、村社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 電気通信設備の優先使用

村は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話をNTTの承諾を得て災害時優先電話として利用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協体制度を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

村では、防災行政無線（同報系）が整備されており、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。今後は、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備】

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

村は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を適切に保守・点検し、整備する。

Jアラートで伝達される情報は、気象庁が作成する気象関連情報と内閣官房が作成する有事関連情報に大別され、本村では、どの情報について防災行政無線を自動起動させるかをよく検討して決定する。

2017年6月現在、次の25種類の情報が送信されている。

- ①弾道ミサイル情報◎
- ②航空攻撃情報◎
- ③ゲリラ・特殊部隊攻撃情報◎
- ④大規模テロ情報◎

- ⑤その他の国民保護情報◎
- ⑥緊急地震速報◎
- ⑦大津波警報◎
- ⑧津波警報◎
- ⑨噴火警報(居住地域) ◎
- ⑩噴火速報◎
- ⑪気象等の特別警報◎
- ⑫東海地震予知情報○報△
- ⑬東海地震注意情報○
- ⑭震度速報○
- ⑮津波注意報○
- ⑯噴火警報(火口周辺) ○
- ⑰気象等の警報○
- ⑱土砂災害警戒情報○
- ⑲竜巻注意情報○
- ⑳記録的短時間大雨情報△
- ㉑指定河川洪水予報△
- ㉒東海地震に関連する調査情報△
- ㉓震源・震度に関する情報△
- ㉔噴火予報△
- ㉕気象等の注意△

※ ◎○△の凡例

- ◎：同報無線等を自動起動するもの
- ：村の設定により同報無線等を自動起動するもの
- △：同報無線等を自動起動させないもの

(4) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者等からの協力の確保

本村は、人口は5,438人（平成17年国勢調査）だが、別荘約3,800軒、保養所・学校寮等約900軒（40,000人）、ホテル・旅館・民宿約180軒（18,000人）、ペンション約60軒（3,600人）、キャンプ場9軒（2,400人）と、その収容人員数は60,000人（別荘を除く。）を超える。

これら、人口をはるかに超える年間400万人に及ぶ観光客の避難体制に関して、村は、県と連携して、「共助」の活動の実施が期待される民間事業者（保養所、宿泊施設等の管理人、経営者、観光協会等）が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できる体制づくりを行う。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民、負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

資料編	・安否情報関係様式	様式第1号	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	P148
		様式第2号	安否情報収集様式（死亡住民）	P149
		様式第3号	安否情報報告書	P150

(2) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編 ・ 被災情報の報告様式

P 153

(2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に対する計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、村道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(バス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくようにしておく。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

P 91

・ 指定避難場所一覧

P 96

(2) 近隣市町村との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として別に作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、総務課、いきいき健康課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【災害時要援護者の避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月改定）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力

武力攻撃事態等における避難は、村の区域を越え、更には県域をも越えるような広域的な避難となることが想定されるため、関係機関と連携を図り、避難住民の誘導に協力を求める。

ア 消防職員による避難住民の誘導

村長は、富士五湖広域行政事務組合の理事に対し、避難住民の誘導の協力を求める。

イ 警察官等による避難住民の誘導

村長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請することができる。

また、村は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておく。

2 避難実施要領のパターンの作成

村長は、知事の避難の指示に基づき、避難の誘導の実施方法を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務大臣（消防庁）が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（管轄内避難、管轄外避難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを次の類型に基づいて、村内での想定度が高い類型を中心に作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難の方法等について配慮す

る。

また、村長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等はどうするか）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整は）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項
（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法）
- ⑧ 災害時要援護者の把握（民生委員、自治会と連携した高齢者、障害者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

	類 型	類型避難の態様
武力攻撃事態	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・ 広域避難となる。(県内外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 初動時は屋内避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学物質弾頭	・ 事態把握後は、その状況に応じた安全な地域への避難
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 (村内の指定施設への避難)
	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設	・ 危険地域からの避難 (村内の指定施設への避難)
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地におけるサリン等の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	・ 危険地域からの避難 (村内の指定施設への避難) (風向、二次感染の防止措置等を考慮する。)

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

村は、県から救援の一部の事務を村において行うこととされた場合や村が行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担について、自然災害時における村の活動内容を踏まえ、あらかじめ県と調整するとともに、次の基準等を作成する。

ア 村は、あらかじめ想定される武力攻撃災害発生の状況に応じた、県への協力要請の基準等を作成する。

イ 村は、あらかじめ想定される武力攻撃災害発生の状況に応じた交通整理、誘導等に関する警察署長への協力を求める基準等を作成する。

〈武力攻撃災害発生状況の例示〉

種 別	状 況
規模別	全区域、地理的区分、地区別
緊急度別	火急時、ゆとり時

(2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 村長が実施する救援

村長は、知事との調整の結果、村長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な事項について定めておくものとする。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

【輸送力確保のための情報】

○輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、最寄り駅名、路線図、管理者の連絡先など）

地上輸送がすべて不可能な場合又は航空輸送が効果的な場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察本部のヘリコプターの出動要請、又は県を通じて自衛隊のヘリコプターの派遣要請を行うことができる。したがって、この場合の、要請手順、方法、受援体制等を定めておく。

資料編 ・ヘリコプター主要発着場一覧

P 100

・山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

P 102

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際し、あらかじめ次の基準に留意した上で、資料編に掲げる施設の情報を提供するなど、県に協力する。

【避難施設の指定にあたっての基準】

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

資料編 ・ 指定避難場所一覧

P 96

6 避難地区に関する情報の整備等

村は、避難が円滑に実施されるようあらかじめ避難地区（地理的、行政区画、自治会等を単位）を設定するとともに、その単位となる区域（以下「避難地区」という。）ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

〈避難地区に関する情報〉

- ① 避難地区の名称
- ② 避難地区の所在地
- ③ 避難地区の世帯数及び人員数
- ④ 避難地区の「災害時要援護者」の人員数、住所、避難誘導の責任者及び要支援の内容

7 災害時要援護者の把握等

村は、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日頃からこれらの者となつなかりを保ち現況把握等に努める。

併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

8 避難住民の受入体制

村長は、本県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難措置の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努める。

〈受入体制に必要な整備〉

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応）
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応）
- ④ 埋葬及び火葬
- ⑤ 学用品の給与（備蓄物資の対応）

9 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

村は、消防本部と連携を図りながら、村域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管県担当部局〉

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	企業局
	2号	ガス工作物	ガス事業法	—
	3号	取水施設貯水施設浄水施設 配水池	水道法	福祉保健部
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	—
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	—
	6号	放送用無線設備	放送法	—
	7号	水域施設、係留施設	港湾法	—
	8号	滑走路等旅客ターミナル施 設航空保安施設	空港整備法、航空法	—
	9号	ダム	河川管理施設等構造令	土木部、農務部、企業局
第28条	1号	危険物	消防法	総務部
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法	福祉保健部
	3号	火薬類	火薬類取締法	総務部
	4号	高压ガス	高压ガス保安法	総務部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）	原子力基本法	—
	6号	核原料物質	原子力基本法	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質 を含む。）	放射性同位元素等による放射 線障害の防止に関する法律	—
	8号	毒劇薬	薬事法	福祉保健部、農政部
	9号	電気工作物内の高压ガス	電気事業法	—
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒 素兵器の開発、生産及び貯蔵 の禁止並びに廃棄に関する条 約等の実施に関する法律	—
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質 の規制等に関する法律	—

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

10 応急仮設住宅等の供給体制の整備

武力攻撃災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を喪失し、住宅を確保できない被災者の発生が予想される。このため、村は、県と連携し、応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制を整備する。

なお、村は、村地域防災計画において次の場所を建設予定地として選定している。

名 称	所 在 地	交流プラザ推進課電話番号
山中湖交流プラザ きらら	山中湖村平野479—2	0555—20—3111

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図るとともに、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長又は消防職員、警察官に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。